

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第11回 豊島区景観審議会
事務局(担当課)		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和2年3月12日(木) 17時00分～18時50分
開催場所		第1委員会室(本庁舎9階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 諮問9: 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観 形成特別地区の変更について 諮問10: 豊島区景観計画色彩基準の変更について 諮問11: 景観重要公共施設第2号の指定内容の変更につ いて 諮問12: 景観重要公共施設第4号の指定について 諮問13: イケ・サンパークバス停留所に係る色彩基準の 適用除外について 報告1: 豊島区景観資源の指定について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	(学識経験者) 後藤 春彦(早稲田大学大学院創造理工学研究 科教授)・志村 秀明(芝浦工業大学工学 部建築学科教授)・加藤 幸枝(有限会社ク リマ取締役) (関係団体) 外山 克己(豊島区町会連合会副会長)・小 山 清弘(東京都建築士事務所協会豊島支部 支部長)・ (区議会議員) 芳賀 竜朗・西山 陽介・元谷 ゆりな・川瀬 さなえ・わがい 哲代・小林 弘明 (区 民) 佐野 佐知子・西澤 利夫
	幹事	都市整備部長、土木担当部長
	事務局	都市計画課都市計画グループ
	その他	公園緑地課長、公園計画特命担当課長
欠席者	委員	篠沢 健太(工学院大学建築学部まちづくり学科教授)・村 木 美貴(千葉大学大学院工学研究科教授)・荒井 歩(東京 農業大学地域環境科学部造園科学科准教授)・足立 勲(豊 島区商店街連合会会長)・渡邊 裕之(豊島区建設業協会会 長)・石坂 美穂(豊島区観光協会監事)・川野 恵可(公益 財団法人東京屋外広告協会)
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、地域まちづくり 担当部長、環境清掃部長、教育部長
傍聴人数		1名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・年度末の大変お忙しい時間にお集まりいただき、ありがとうございます。
- ・定刻となりましたので、第 11 回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・以降の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・それでは、議事日程に従って進行してまいります。
- ・まず、委員の出席状況について、事務局よりご報告ください。

(事務局)

- ・篠沢委員、村木委員、荒井委員、石坂委員及び川野委員より事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。
- ・委員の半数以上の出席を今回いただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第 35 条第 2 項に規定する定足数は満たしていることをご報告いたします。

(後藤会長)

- ・続きまして、本日の議事について、事務局よりご案内ください。

(事務局)

- ・本日の議事は、議事日程に記載のとおり計 6 件でございます。そのうち諮問が 5 件です。諮問 9「池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更について」、諮問 10「豊島区景観計画色彩基準の変更について」、諮問 11「景観重要公共施設第 2 号の指定内容の変更について」、諮問 12「景観重要公共施設第 4 号の指定について」、諮問 13「イケ・サンパークバス停留所に係る色彩基準の適用除外について」。報告は 1 件、「豊島区景観資源の指定について」でございます。
- ・早速ではございますが、諮問案件について、呉副区长より後藤会長へ諮問文をお渡しいたします。本来であれば、高野区长よりお渡しすべきところですが、本日、他の公務がございますので、呉副区长が代理により務めさせていただきます。
- ・なお、委員の皆様には諮問文の写しを机上に配付しておりますので、ご確認ください。それでは、呉副区长、お願いいたします。

(呉副区長)

- ・令和2年3月12日、豊島区景観審議会会長、後藤春彦様。豊島区長、高野之夫。諮問第9号「池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更について」、諮問第10号「豊島区景観計画色彩基準の変更について」、諮問第11号「景観重要公共施設第2号の指定内容の変更について」、諮問第12号「景観重要公共施設第4号の指定について」、諮問第13号「イケ・サンパークバス停留所に係る色彩基準の適用除外について」以上、諮問5件でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・続きまして、呉副区長よりご挨拶を申し上げます。

(呉副区長)

- ・副区長の呉でございます。改めまして、本日はお忙しい中、また、いろいろな事情が重なる中お集まりいただき、ありがとうございます。今回の景観審議会は今年度最後のものになると思いますので、この1年間を振り返るお時間をいただければと思います。
- ・まず、今年度3回目の景観審議会ということで、また、この間に、部会を5回も開催をしていただき、全体を通じまして、大変ご熱心なご議論、ご討議をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。
- ・本区は2014年に23区で唯一消滅可能性都市に挙げられました。そのピンチをチャンスに変えるべく、継続的な発展を目指して、国際文化交流を軸とした“国際アート・カルチャー都市構想”を策定し、その実現に向けて取り組んできたところです。特に昨年から今年にかけては、豊島区が非常に大きく変貌しました。区長も日ごろ、豊島区制100年の中でも非常に大きく変わってきている時期だと申し上げております。
- ・具体例を少しご紹介しますと、まずは、年間を通じて開催した日中韓の国家間の国際文化交流事業である“東アジア文化都市”が挙げられます。これはソフトな事業として、区民全員が参加できるような形で、年間を通じて約400ものプログラムを実施しました。合計の参加交流者数は350万人を超え、文化庁をはじめとする各方面から非常に高い評価いただいております。豊島区は、日本の代表として選定された6番目の都市ですが、これまでの都市で最も多くの実績を残した都市である、という評価もいただいたところです。
- ・また、都市のハードの整備につきましても、国際文化交流を標榜する本区とし

て、東アジア文化都市や本年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック大会を絶好のチャンスと位置づけし、これらに合わせる形で23のまちづくり事業を展開してまいりました。

- ・代表的なものとしましては、昨年11月にオープンした区庁舎跡地開発、民間開発のH a r e z a池袋、池袋の西口にリニューアルオープンしたグローバルリングを擁する池袋西口公園、そして、これらの公園などの施設を結び、ゆっくり池袋の街の中を走る電気バスのI K E B U Sの運行等が挙げられます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響から開館時期を見定めておりますが、トキワ荘のマンガミュージアムも完成したところです。来年度はH a r e z a池袋のグランドオープン、また、区内で最大の規模の公園となりますイケ・サンパーク、大塚駅北口の整備も進展してまいります。これらは、冒頭申し上げました本区が進める国際アート・カルチャー都市の実現に向けて、歩いて楽しく、そして文化交流の舞台になるよう歩行者の回遊性を高めるとともに、にぎわいを街全体に広げていこうという、都市整備の一環でございます。
- ・私ども豊島区の取り組みは、国土交通省でも非常に評価をいただいております。国土交通省が来年度の目玉の事業として「居心地がよく歩きたくなるウォークブルシティの実現を目指す」という発表もされております。
- ・本区としましては、それだけではなく、景観面におきましても、より美しく、また、質の高い都市空間の形成を目指していきたいと考えております。こうしたことから、景観まちづくりの視点はますます重要になると考えているところです。本区の良い景観形成に向けて、景観審議会の委員の皆様方におかれましては、一層のご指導をいただきますよう、改めてお願いを申し上げます次第でございます。

(事務局)

- ・呉副区長でございますが、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(副 区 長 退 室)

(後藤会長)

- ・それでは次に、事務局より資料の確認と傍聴希望者の有無の報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・はじめに資料の確認をさせていただきます。本日の資料を申し上げますので、

机上に配付されているかどうかご確認ください。諮問 9 から 12 については、豊島区景観計画の一部改定についてまとめた資料として、資料第 1 号、参考資料第 1 号及び同第 2 号がございます。諮問 13 については、資料が第 1 号及び参考資料第 1 号でございます。報告 1 については資料が 1 部です。ご確認をいただきまして、不足がございましたら、お知らせください。

- ・それでは、引き続き、傍聴希望者でございます。本日は傍聴の方がいらっしゃいます。会長、入室していただいて、よろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・傍聴希望の方がいらっしゃるそうですが、審議会を公開してよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは入室を認めます。

(傍 聴 者 入 室)

2. 議事

諮問 9 : 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更について

諮問 10 : 豊島区景観計画色彩基準の変更について

諮問 11 : 景観重要公共施設第 2 号の指定内容の変更について

諮問 12 : 景観重要公共施設第 4 号の指定について

※関連する議案のため、一括して審議した。

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ただいま事務局より諮問 9 から 12 について説明がございました。当審議会でも 2 度報告をしている案件で、また、景観審議会デザイン検討部会でも 3 回ご報告いただいております。この案件について、何かご意見はございますか。

(委員)

- ・ 9 ページの右下にあります小路界限について、前回の審議会において、住民の意向を踏まえて拠点ゾーンとして選定されたのかという質問をいたしました。これに対し、あくまでも区側の意思により指定したという回答をいただいたところですが、説明会やパブリックコメントにおいて、同様の質問等はありませんでしたか。

(事務局)

- ・ 小路界限そのものに関する質問はありませんでしたが、この景観形成特別地区全体について、決定の考え方やプロセス等に関するものはありました。これに対しては、区が作成した案について、説明会やパブリックコメントで意見を聞いた上で決定するというプロセスを紹介しております。

(委員)

- ・ 今回の指定によって、お金が出るというメリットがある一方、住んでいる方やお店を営業される方が一定の制限を受けるというデメリットがあると思います。区内の特に飲食店街では、このような場所は少なからずあると思います。たまたま、今回の小路界限が池袋駅東口のまちづくりに重要な南北区道の近くにあるからといって、拠点ゾーンとして指定しているのではないのでしょうか。同様の小路が豊島区の街の景観として望ましいものかということについては、もうちょっと地域住民の意見が出てほしいと思いました。
- ・ 古都と呼ばれる京都のような街の景観を守ることは理解できます。私自身、この場所に飲みに行くようなことが無いので、本地区をよくご存じの方から、拠点ゾーンとして指定することの妥当性についてご意見をいただければと思います。

(事務局)

- ・ 小路界限は、私ども事務局が区全体を見て、残しておく雰囲気や特徴を有する景観と考え、素案からたたき上げて議論してきたものです。それを皆さまにもご審議いただきながら決めていくという構成でございます。
- ・ 拠点ゾーンに指定されたからといって、補助金等が出ることは基本的にございません。また、制限ということでは、例えば、改修の際には景観計画に定める趣旨を踏まえたものとしてくださいというように、緩やかな指導を行う程度です。例えば京都のように、本件指定によって色彩等に厳しい制限が生じるようなことはございません。長期的に見てこの雰囲気を残したいという思いをスタ

ートとして、緩やかな規制をかけたいということでございます。

- ・ 小路界限以外にもこのような街並みがあるのではないかというご指摘については、池袋駅東口の景観形成特別地区の中では、ここ以上に特徴的なものは無いと認識しています。
- ・ 来年度以降における池袋駅西口の景観形成特別地区の指定にあたっては、いただきましたご意見も踏まえて、様々なご議論をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

(委員)

- ・ ただいまご指摘のあったとおり、景観形成特別地区の指定に際しては、地権者たちの資産を守るという観点も必要になります。行政が一方的に望ましい街並みを一方的に押し付けて区域内の土地の資産価値を下げたり、また、指定に際して地権者の意見が求められなかったりすることは、あってはいけないと思います。
- ・ 先ほども例に挙げられた京都や伊勢のように、ありとあらゆる建物が一致団結して街並みづくりを行っている場所がある一方、豊島区の場合は、ビル等も多くあります。今回の景観形成特別地区の指定は、こうしたことを踏まえて、例えば香港のようにピカピカさせないなど、最低限の景観を保つためのものという形で捉えればよろしいのでしょうか。

(事務局)

- ・ 参考資料第1号16ページをご覧ください。こちらには拠点ゾーンの景観形成基準を記載しております。小路界限の届出規模は、美久仁小路及び栄町通りに面する敷地に係る建築行為は、全て届出を必要としております。届出の義務を課しているという意味で、事業者等に負担をかけている可能性はあると思います。
- ・ その一方で、配置、形態・意匠・色彩、外構・緑化等の景観形成基準の記載については、あまり詳細なものとはしていません。例えば配置は、「隣地に接する建築物の壁面線などの連続性に配慮し、建築物の配置を計画する」という記載です。
- ・ 今回、こういった記載をパブリックコメントや延べ4回の説明会で説明しております。これが十分か否かは議論のあるところかもしれませんが、引き続きこういった緩やかな考え方について、皆さんへの周知を図っていきたいと考えております。

(委員)

- ・建築基準法での規制では、これに違反すると適法に建築物を建築できないという意味で相当にシビアなものです。景観条例については、協議や指導を行いつつも地権者等のモラルに沿ってください、という形で規制や誘導を行っているイメージすればよいでしょうか。

(事務局)

- ・先ほど読み上げたように、景観形成基準は必ずしも定量的なものではありません。加えて拠点ゾーンについては、色彩計画についても定量的な基準を設けておらず、“小路の雰囲気を出してください”という基準が主なものとなります。その基準を定量的に変換して個々の行為を規制することは厳しいです。
- ・したがって、義務化した届出を契機として、これらの基準や街並み形成の考え方について、事業者側と粘り強く共有を図っていくことが重要になると考えています。
- ・景観は1年や2年で形成されるものではないと考えております。長いスパンの中で統一的な雰囲気を形成していくものであり、強制的に権利を制限するというような性格ではないと考えております。

(委員)

- ・道路の問題や敷地が狭小である等の問題で、小路限界での建て替えは、実際には相当に困難なものだと考えています。私もいくつか相談を受けましたが、手を出すのが難しい状態でした。通常の建て替えができるのは、小路入口の角地ぐらいでしょうか。それ以外は全て共同建てしない限り、建て替えはほぼ無理ではないかと思えます。
- ・実際にはそうした建て替えは困難でしょうから、豊島区で唯一の小路について、景観的なアプローチしかできないのではないかと思いました。

(事務局)

- ・基本的にはご認識のとおりです。ただ、例えば共同化をした場合等においても、現在のこの雰囲気を残してほしいという協議をしていきたいと思っております。

(委員)

- ・小路限界の飲食店等の経営者に知り合いがありますが、先ほど発言があったとおり、一つ一つの建物が小さい状況にあり、例えば3軒が隣同士になっている場合にその真ん中の建物の建て替えは容易ではないです。
- ・その中でも、通りの手前のお店などは代替わりしており、こまめな清掃等を通じて非常に良い雰囲気にあります。経営者の方に聞いても、ここでやり続けて

きた時代をずっと生きてきたからここを残してほしい、という感覚をお持ちの方も少なからずいらっしゃいます。

- ・区全体としてビルがどんどんできるなど街並みが大きく変わっていく中でも、美久仁小路やこういったところを残すことの意義はあるのではないかと思います。ただ、その中でも、美久仁小路等の街並みが残っているということの意味は、景観条例等から縛るのではなく、見守って、しっかりと指導して、できることは行政もサポートしていくことが大切だと思います。

(事務局)

- ・委員と同じ認識をもっているところです。その観点から、景観形成基準は定量的ではなく定性的なものとしており、また、小路に面する建物の全てに届出義務を課しているところです。

(委員)

- ・小路界限の将来的な建て替えを考えると、先ほど他の委員からもあったように、一部を除いて共同化が必要となることもあると思います。その際は、地権者や利用される方たちの話をしっかり聞き、横町の存続のため、知恵や補助を出すことも検討して行ってほしいと思います。

(後藤会長)

- ・他にご意見等ありますでしょうか。
- ・それでは、ご意見をおおむねいただいたと思いますので、諮問に対する答申についてまとめたいと思います。
- ・まず、諮問9についてですが、景観審議会としては、「池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更」案について、了承したということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。
- ・続きまして、諮問10です。景観審議会としましては、「豊島区景観計画色彩基準の変更」案について、了承したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。
- ・続きまして、諮問11です。景観審議会としましては、「景観重要公共施設第2

号の指定内容の変更について」案について、了承したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。
- ・最後に諮問 12 です。景観審議会としましては、「景観重要公共施設第 4 号の指定について」案について、了承したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、事務局より答申の案文を各委員にご配付ください。

(答申案配付)

(後藤会長)

- ・答申案をお目通しください。
- ・文言の変更など、ご意見ありますでしょうか。よろしければ、これで諮問 9 から 12 の審議を終了いたします。

諮問 13：イケ・サンパークバス停留所に係る色彩基準の適用除外について

(土木担当部)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ただいま諮問 13 を説明いただきました。ご意見等がありますでしょうか。

(委員)

- ・色彩基準を超過する池袋レッドについて、行政が主導してイケバス及びイケバス関連施設にこの色彩を用いたい、というご説明であったと思います。
- ・例えば他の民間企業などから、イケバスの停留所で用いている色彩を自分たちも使いたい、ということが生じ得ると思います。こうした意見に対して、景観計画の中で、我々自身も説明できるようなスタイルをとれたらいいと思いますが、それについてはどのようにお考えですか。

(事務局)

- ・今回お諮りしているものは、色彩基準の特例、適用除外ですが、この仕組み自体は景観計画の中に規定されています。つまり、色彩基準を超過するものであっても、良好な景観形成に資すると認められれば、同基準によらない色彩計画ができます。
- ・一昨年(2019年)の景観審議会の中で、アートトイレプロジェクトに係る色彩基準の適用除外をお諮りした際にも議論になった話です。学識経験者の方から、景観まちづくりの考え方そのものが、大規模な建築物の誘導を想定しており、比較的小規模の建築物については、その都度、判断するというのが合理的だというご意見がございました。本件はこれに当たると思います。
- ・説明にありましたとおり、この池袋レッドの成り立ちは、区の個性を引き立てることを目的に、統一したシンボルカラーを著名なデザイナーである水戸岡鋭治さんにご検討いただいたことに始まります。その色彩が本件バス停留所に表現されていることについて、本審議会での議論を踏まえて認めていただくというプロセスに正当性があると考えております。
- ・この決定をもって、一般論として、この色をどこでも用いて良いということではありません。仮に本件以外でこの色を用いることで色彩基準を超過する案件がある場合は、この審議会でも、改めて色彩基準の適用除外の可否を議論いただくことが必要です。個別の案件として、色彩基準の適用除外に係るストーリー等が認められ、同基準の適用除外を受けられることはあろうかと思いますが、一般論として広く例外が認められるわけではございません。

(委員)

- ・お話ししているのは、区が設けた色彩基準がありながら、区が行う事業はその基準を外れていいということに違和感があるということです。例えば、デザイナーやブランド等の背景がしっかりしたものに対して適用除外が認められるというのであれば分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・必ずしも優れたデザインだからといって、色彩基準の適用除外が認められるというわけではありません。適用除外はあくまでも例外ですので、周囲の景観、本件ではイケ・サンパークの全体の景観と、シンボルにしようとしているバス停留所の池袋レッドが調和するかどうか、適用除外が認められるかにかを判断する上での基礎になろうかと思えます。

- ・統一されたコンセプトに基づく優れたデザインであるからといって、場所を問わず色彩基準の適用除外が認められるわけではございません。それぞれ個別の判断が必要であって、その判断はこの審議会で議論していただいた結果として決定されるものです。したがって、一般的な基準を設けることは困難と考えています。あくまでも個別の案件ごとに審議会で議論していただくプロセスが必要と考えております。

(委員)

- ・今回はバス停留所に係るものですが、キッズパークの遊具の色彩については、建築物でないから議論の対象ではないという意識で良いでしょうか。

(事務局)

- ・キッズパークは参考資料としてご案内しております。
- ・ご発言のとおり、確認申請が必要ないような工作物については、景観条例による規制が及ばないと認識しております。

(委員)

- ・本件の趣旨は理解できましたが、この公園の中にイレギュラーな色を組み入れることについて、何分の1であれば許容できるというような制限はあるのでしょうか。池袋レッドのデザイン性が優れているかといって、具体的な数値制限なしに、むやみやたらに使えるということではないと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・本件は色彩基準の例外の適用ですので、例外の基準はありません。

(委員)

- ・例えば、公園の敷地面積の20分の1であれば許容されるというようなことはないのでしょうか。また、今回の適用除外が認められたとしても、今後、次々と様々な場面で適用除外が認められることが望ましいのかという議論も必要ではないのでしょうか。学識経験者の先生等とそうした議論はありましたか。

(事務局)

- ・一昨年のアートトイレの件において、景観条例による届出義務が無い小規模な案件についても、審議会で適用除外に係る議論をしていただき、色彩基準の適用除外を了承しいただくプロセスが決まりました。
- ・その際、例えば公園に対して20分の1の面積といった一般的な基準は設けず、今後、同様な案件が出た都度、この審議会でご議論いただくという整理になっ

たと認識しております。というものの、そうした基準を設けると、基準の上限までは全て認められるという誤解を招きかねないので、個別案件に係る基準は設けていないところです。

(委員)

- ・行政主導のものは全て色彩基準の適用除外が認められ得る、という考え方には危険性があるということは申し上げたいと思います。

(委員)

- ・ご説明いただいた資料の冒頭にありましたとおり、平成 27 年に豊島区が国際アート・カルチャー都市構想を掲げて丸 5 年経過しようとしています。皆さまご存知のとおり、報道やメディアを通じた池袋を中心とする豊島区の評価がとても上がっており、池袋が本当に明るくなった、池袋がよくなってきているといった言葉は、私も多く耳にするところです。
- ・単体の事業ではなく、H a r e z a 池袋の再開発、今回の 4 つの公園構想、イケバスの運行といった様々な事業が積み重なったことが、こうした評価につながっているのではないかと考えております。
- ・イケバスの運行にあたっては、水戸岡さんが車両のデザインや色合い等をトータルとして設計されてきたと聞いております。イケバスは 11 月 27 日から 7 台運行しているところですが、今回の停留所兼展望台を整備によって、キッズパークと相まって、パパさん、ママさんといった保護者の方を連れ添って、子供たちがまた楽しみにしていくというまちづくりになっていくと思います。
- ・色彩が非常に大事だということが改めて認識されるのですが、本日の資料の限りでは、この色彩にしていくということの解説が多少薄いと思います。そもそも「池袋レッド」とはいい名前をつけたなと思いますが、この色に決まってきたのは、デザイナーといった方とのお話の中で決められてきたのでしょうか。そのあたりの経緯を教示ください。

(土木担当部)

- ・池袋レッドと命名されたこの色彩は、水戸岡先生と区長との懇談や、水戸岡先生がまちの風景を見た中で決まってきました。水戸岡先生によると、赤の中にも 1,000 種類ぐらいのものがあるそうです。その中で、光を当てた場合とそうでない場合をはじめとして、昼間、夜、春夏秋冬の中で様々な色を掲げながらこの赤を決めてきたところです。
- ・説明の中でロンドンバスに触れましたが、池袋レッドは、ロンドンバスの赤と

は異なる赤です。池袋の街並みは、ロンドンより明るい、白系とのことです。その街並みと調和する赤として、この池袋レッドを選んだと聞いています。そういう経緯のとおり、池袋独自の赤として、デザイナーである水戸岡先生は選定したと聞いております。

(委員)

- ・ 区長や区の職員がイケバスを指して“赤バス”と言ってしまっているように、赤が強調されていることは却って良いことではないかと思えます。資料にもあったとおり、池袋＝イケバス、イケバス＝池袋レッドとなるように、私たち区民が育てていく視点が大事ではないかと思えます。
- ・ この池袋レッドを豊島区のシンボルとして位置づけ、ますます豊島区が賑わいを発揮してくためには、この色彩をしっかりと守っていくことが大事だと思います。
- ・ ここで1点確認させてください。「イケバス」や防災公園の愛称である「イケ・サンパーク」といった名称は商標権として知的財産権が保護されると思いますが、池袋レッドの色彩について、知的財産権といったものは認められているのでしょうか。

(土木担当部)

- ・ まずイケバスという名称は、手続き完了まで半年以上を要すると聞いておりますが、商標登録の申請を行っているところです。
- ・ 次に色彩についてですが、弁理士とも議論しましたが、色そのものを商標登録することは難しいとのことです。また、イケバスの形と色を含めた、イケバスそのものを商標登録できないかということも議論しました。ただ、この形と色については水戸岡先生が権利を有しており、区が独自で商標登録するにあたっては、水戸岡先生の承諾が必要になるところです。この形や色を水戸岡先生以外が使う際は、権利者である水戸岡先生の承諾が当然に必要となりますので、必ずしも区として商標登録しなくてもいいという判断となったところです。

(委員)

- ・ イケバスそのものの商標権について、区が直接は有さないものの、水戸岡先生が有されているというご説明でした。そうなると、例えば、池袋レッドを豊島区役所の中で使用する際は、どのような手続きが取られているのでしょうか。

(土木担当部)

- ・ 池袋レッドを広報としま等で使用する際は、すべて水戸岡先生の下承を得てお

ります。実際には使用を断られた例はありませんが、区が自由に使えるということではなく、例えば“この場所に、この色の、この物を使います”ということとは、全て承諾を得ているところです。

- ・バスの形の他に「イケちゃん」というマスコットについても、水戸岡先生のオリジナル作品ということで、区がどこかで使う場合は、全て承認を得ている状況です。

(委員)

- ・イケバスについては、低速電動バスを豊島区に走らせるかどうかを検討する中で議会でも取り上げましたし、原島部長と群馬でeCOM-8に試乗する機会をいただいたこともあり、思い入れがあるところです。それが実際に池袋レッドのイケバスとしてまちなかを走っていることは、本当に素晴らしいことだと思っているところです。
- ・先ほどの説明で乗車率に触れていましたが、今回諮問いただいているイケ・サンパークの中の赤いシンボリックな停留所によって、より一層、区民や池袋を訪れる方にイケバスを周知し、乗車の機会につなげることができていれば、素晴らしいことだと思います。その中では、イケバスとの色の統一感が非常に大事だと思いますので、今回の色彩の適用除外については、認めていくべきものではないかと思っているところです。
- ・この公園の中の停留所については色彩基準を適用除外するとしても、既存のバス停について色彩に関する問題は特段ないのか、改めて確認させてください。

(土木担当部)

- ・現在ありますバス停の標識については、建築物ではないということで、バスと同じ色であることに景観条例上の問題はないものと認識しております。
- ・来年度以降、何か所かで上屋を計画しています。これについては、色彩計画をはじめとする具体的なデザインを検討しているところですので、ある程度のデザインが見えた段階で、仮に本件と同様に色彩基準の適用除外が必要なのであれば、またご審議いただくことになろうかと思っております。

(委員)

- ・先ほど他の委員からも、池袋レッドと池袋が結びつくようにブランド力を高めることの必要性に係る発言もありましたとおり、ぜひ、この赤い色を大事にしたいと思っています。
- ・心配するまでもないかもしれませんが、本件停留所には展望台やトンネルがあ

り、また、隣にキッズパークがあることから、子どもが上ったり遊んだりすることになるとと思いますが、バスと子どもの事故が起きないようにいま一度配慮いただきたくお願いいたします。

(土木担当部)

- ・イチョウ並木をイケバスが走行することを先ほどご説明したところですが、このイチョウ並木には一般車両は入れないようにする方向で検討を進めております。バス停留所の周囲には柵が無く、走ってきた子供が飛び出してくるということも考えられますので、バスの速度やバスの前への誘導員の配置等を通じて、安全を確保していきたいと考えております。

(後藤会長)

- ・バス停上屋を今後整備していく旨の説明がありましたが、これは都バスのバス停上屋のようなものをイメージすればいいのでしょうか。

(土木担当部)

- ・具体的なデザインの検討や設計は、次年度に行う予定です。

(後藤会長)

- ・バス停上屋は建築物ではないのでしょうか。

(土木担当部)

- ・ご指摘のとおり上屋そのものは構造物です。ただ、特にグリーン大通りににおいては、国家戦略特区が指定されておりますので、上屋とセットでプラスアルファの機能を持たせるのかを含め、今後、検討していくことになろうかと思えます。
- ・いずれにしましても、デザインが見えてきた段階で、色彩基準の適用除外が必要なものとなるのであれば、景観審議会でご審議いただくことになろうかと思えます。

(後藤会長)

- ・資料では、当該建物を指して展望台と呼び、バス停はポール状のもの指しているようですが、このあたりの整合性はどう理解すればよいのでしょうか。

(土木担当部)

- ・「IKEBUSバス停」と書いてありますポール状のものがバス停です。こちらは建築物ではありません。資料で「展望台」としているものは、バスの待合機能、展望機能及び公園としてのランドマーク機能の3つの機能を持ったものです。一部表記の整合性が取れていないことについては、申し訳ありません。

(後藤会長)

- ・資料では、新たにできるカフェのキッチンに相当する部分の壁も赤くなっているようですが、これはどういうことでしょうか。

(土木担当部)

- ・申し訳ありません。資料では赤く塗ってありますが、実際はコンクリートの打ち放しを想定しており、資料の色ではございません。

(後藤会長)

- ・今回のバス停を強調する観点からは、としまキッズパークの壁面は赤くない方が望ましいと思います。
- ・また、イケバス関係のものは池袋レッドだとしても、としまキッズパークをはじめとするイケバス関係でないものを池袋レッドとすることの整合性については、今後も検討する必要があると思います。

(土木担当部)

- ・説明が不足しており申し訳ありませんが、キッズパークの平面図で外壁が赤くなっている部分については、先のデザイン検討部会でいただきましたご意見を踏まえ、水戸岡先生と相談した結果、保健所と同じような黄色とすることに変更しました。

(後藤会長)

- ・かつてはすべて真っ赤だったが、隅切りした入口の部分だけが赤として残っているということですか。

(土木担当部)

- ・お示ししている図面は変更前のもので、現時点ではご質問の部分も含めてすべて黄色を想定しています。

(後藤会長)

- ・では、今回の展望台は、公園の緑の中に置かれた小さな赤のアクセサリーというようにイメージすればよいでしょうか。

(土木担当部)

- ・ご認識のとおりです。ただし、ゲートの部分については、少し強調色としてポイントで赤を使う予定があります。

(委員)

- ・他の委員からありましたとおり、デザイン検討部会では様々な議論をしました。適用除外を認めるにあたっては、区が事業主であることや、デザイナーが入っ

て検討しているからといった事情ではなく、景観的な観点からの検証や根拠づけが必要です。周辺環境からこのバス停留所がどのように見えるか、また、周辺環境と一体となってどのような景観が形成されるかを考えてきました。

- ・その中で、適用除外を認めるにおいてはキッズパークとの関係性を調整する必要がある、ということが一同の意見となりました。こうした意見を踏まえ、デザイナーと話し合った結果として、説明のような変更が行われたことは、専門家が中心となり個別で審議・検討していくことの大きな意義だと思います。
- ・新しく何かをつくる場合、足し算的に要素が増えることが一般的な傾向ですが、新しくつくられるものとその周辺とが街並みとして成り立つように周辺も整備していく、すなわち引き算していくことが行政として大きな役割だと思います。引き続きデザイン検討部会では、今お話ししたスタンスを大事にして協議を続けていきたいと考えています。

(後藤会長)

- ・他にご意見やご質問はありますか。
- ・おおむねご意見をいただいたと思いますので、この諮問に対する答申について、まとめたいと思います。特段の強いご異議はなかったと思いますが、そのような認識でよろしいでしょうか。ご注意はたくさんいただきましたので、それは今後生かしていただく必要がありますが、特に強い異議がないと認めますので、景観審議会としましては、この諮問 13「イケ・サンパークバス停留所に係る色彩基準の適用除外について」、了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、事務局より答申の案文を各委員にご配付ください。

(答 申 案 配 付)

(後藤会長)

- ・答申案をお目通しください。
- ・文言の変更など、ご意見ありますか。よろしければ、これで諮問 13 の審議を終了いたします。

報告1：豊島区景観資源の指定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ご意見やご質問はありますか。

(委員)

- ・今回であれば主催者がいらっしゃるわけですが、今回の指定にあたっては、こうした方たちからの要望があったのでしょうか。あるいは、区としての判断で、今回の景観資源を取り上げたのでしょうか。指定までのプロセスについてご説明ください。

(事務局)

- ・冒頭に簡単に説明があったかと思いますが、昨年度実施した豊島区景観百選の中に今回の2件の催しが入っていました。景観資源の指定は、豊島区景観計画を策定して初のものとなりますので、インパクトの強さを重視して、無形の催しを事務局で選定し、主催者側と交渉して了解をいただきましたという経緯でございます。

(委員)

- ・そのときの主催者側の反応はいかがでしたか。景観資源の指定を受けたいというような積極的な対応だったのでしょうか。

(事務局)

- ・私は直接お話しはしておりませんが、主催者側の事務局と話をした者から聞くと、景観資源をぜひとも広めていただきたいというような認識でございます。

(委員)

- ・今後も景観資源の指定を行う旨の説明だったと思いますが、今後も同様に景観百選を下敷きにして指定の手続きを進めるということでしょうか。

(事務局)

- ・景観まちづくりを進めていく上で、優れた景観の周知は一つの重要な要素です。ただし、景観資源の下敷きとしている景観百選自体が一般的に知られないということであれば、元も子もない面があります。今後においても引き続き、景観

まちづくりを打ち出す際の有効なPRについても検討を行っていきたいと思います。

- ・今回の指定については景観百選から選定しましたが、それ以外にも指定に値するような案件があるような場合は、皆さまとの議論を経て指定していきたいと考えています。

(委員)

- ・指定された景観資源は、景観計画の冊子に記載することになるのでしょうか。

(事務局)

- ・景観計画に直接記載するというよりも、ホームページ等を通じて、景観資源のPRを図っていくことが重要ではないかと考えています。

(後藤会長)

- ・区長が景観条例に基づいて指定するものですから、将来的に景観計画を改定する際は記載した方が良いと思います。

(事務局)

- ・直近で景観計画の冊子を刷り直す予定はございませんが、ご提案のとおり、景観計画の改定によって新たな冊子を印刷する際は入れ込んでいくことも検討していきます。

(委員)

- ・景観重要建造物等はカラーの写真入りで出ていますから、PR効果を狙っていくためには、代表的なものでもカラー写真で紹介すると良いのではないかと思います。

(委員)

- ・この2つの祭事が豊島区を代表する景観資源であるということはということは、もう論を待たないというように強く思っています。
- ・条例上の解釈についてですが、先ほどの説明では事務局が選定したという表現をされました。一方、条例上は区長が指定するものということになっています。区長、実際には行政と置きかえてもいいのかもしれませんが、区長だけが選ぶものがこの景観資源ということなののでしょうか。

(事務局)

- ・行政機関ですので、豊島区の代表者である区長に選定する権限があるということです。一般的に行政の決定というのは、区長の名のもとに行うものですので、それに倣って区長が選ぶという表現をしております。

(委員)

- ・本日の報告は、決定したことを委員の私たちに報告いただいている、と理解すればよいのでしょうか。
- ・お話したかったのは、何でも最初、第1号は大事だということです。資料説明の中では、景観百選から選んだということと、よりインパクトが強いという2つの内容しかなかったと思います。
- ・なぜ、指定第1号がこの祭事なのか、また、数ある景観百選の中から2つをチョイスしたのかについては、より具体的にご説明いただくことが望ましいのではないかと思います。

(事務局)

- ・ご指摘ありがとうございます。区長が決定するというところでございますが、当然、審議会の意見も聞いて、総合的に決定することから、資料は案としてお示ししたところですので。すでに決定したことの事後報告ではございません。
- ・先ほどのご意見も踏まえて、決定したプロセスや経緯、この2件が選択されたのかということも含め、最終的に決定したものを公開したいと思います。

(後藤会長)

- ・資料には“令和2年3月〇日指定”との記載がありますが、ここにはいつの日付が入るのでしょうか。

(事務局)

- ・本日のご意見を踏まえて区長に報告し、区長が指定を決定した日付が入ると認識しています。

(後藤会長)

- ・つまり、本日の報告は、現在の検討の方向性を報告いただいているもので、実際の指定が決定した状況にはないということです。ただ、最終的な指定の権限は区長が有しているとのことですので。
- ・他に意見等はありませんでしょうか。

(委員)

- ・ふくろ祭りの最初の昼のイベントの中に、御嶽神社の神事としての神輿の連合渡御があります。その「神輿」というのは、神の輿であって、資料に記述のある「御輿」とは異なりますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

- ・資料の内容は、ふくろ祭り協議会の皆さんとお話をしながら、決定しております。

す。

- ・今回の議論では、宗教的なものの是非という点までは議論しておりません。この写真を選択した意図としては、ふくろ祭りの中で最もシンボリックなものだということです。

(委員)

- ・指定されたことについて、氏子の人たちがどのように考えるかということは、もう少し話をしていただいた方が良いのではないかと思います。

(事務局)

- ・ふくろ祭り協議会のスタッフとは話しておりますが、必要であれば、景観資源指定の趣旨について、ふくろ祭りの雰囲気や池袋全体に広めていきたいという思いも含めて、いつでも説明に上がりたいと思います。

(後藤会長)

- ・他にご意見等ありますでしょうか。
- ・この案件につきましては、ご報告ということで、以上といたします。
- ・本日用意いただいている議事は以上ですが、最後に事務局より連絡事項などありますでしょうか。

(事務局)

- ・景観審議会の委員の任期は2年ということで、恐らく今回がこの委員で開催する最後の審議会になると思います。いつもご熱心にご議論いただき、誠にありがとうございます。
- ・また、本日は、コロナウイルス感染症の影響がある中にもかかわらずご出席いただきまして、重ねて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(後藤会長)

- ・本日の議論でもあったように、景観というのは、何らかの基準をつくってそれを満たせばいいということではなく、こういう形で議論を何度も何度も重ねていくことこそが重要です。
- ・例えば、「お宝探偵団」という番組をご存知でしょうか。ある人から見たら1円にもならない茶碗でも、ある人から見たら10万円、100万円の価値を有することがあります。景観や文化・芸術などの価値は、なかなか一つの物差しで測ることは困難です。探偵団の鑑定士が明確な値をつけられるのは相場があるか

らです。その相場をつくっていくためには、主観的な評価を重ねて、客観化に近付けていくことが必要です。つまり、行政機関が何かの基準を決めるものではなく、こうした議論の中で相場が形成されてくるということです。池袋、新宿、渋谷でそれぞれ相場が異なることもあるでしょう。

- そういった意味で、こうした議論を重ねていながら、池袋、あるいは豊島区の皆さんの思いが一定の方向に向かっていくことが重要です。つまり、ある意味では基準よりもこうした議論を重ねていくことこそが大切なのだと思います。